

大阪府みどりの基金の活用について

基金活用検討の経過

○基金の活用については、平成22年8月6日及び11月4日の2回にわたり、『大阪府みどりの基金委員会（当時）』において議論し、委員会意見として取りまとめられた。

- 基金活用に当たっては、設置目的である緑化の推進及び良好な自然環境の保全を図る
- 基金を取り崩すに当たっては、これまでの寄附者の意向を踏まえて成果を示すととも将来の寄附のきっかけとなるように努める。（5年後を目処に2億円程度の残高を確保する。）
- 基金事業については、5年間を目処に次の事業を継続的に実施する。5年後には事業の評価・検証を行い、基金の有効な活用について、再度検討・見直しを行う。
 - ・シンボルとなるみどりの拠点づくり
 - ・民間の行う緑化活動への支援
 - ・自然環境の保全・再生

【基金運用状況】

- ・H22より府拠出金（83億円）を全額引き上げ。運用益減少分には一般財源を充当して事業実施。
- ・H25より一般財源の充当がなくなり民間からの寄附金と運用益のみで事業実施。
- ・H25年度末時点の基金残高は約4億2千万円、近年は毎年約1千万円程度の寄附をいただいている。
- ・H22以降、基金取崩し額より寄附額が上回っており、残高は毎年100～300万円の幅で増加。

【事業実施状況】

- ・各項目ごとの実施状況等は下記のとおり。
（自然環境の保全・再生はH22から、シンボルとなるみどりの拠点づくりはH25から未実施）
- ・民間の緑化活動への支援についても応募数が減少傾向等、事業として行き詰まりがある。

➡ **みどりの基金（残高約4億2千万円＋毎年の寄附金）を今後10年間でどう使っていくか**
残高の取扱い⇒「10年間で4億の残高をすべて取り崩す
[基金の継続性と信頼性の確保のため残高を一定額残しながら運用（ex.2億残す）

これまでの実施状況等

シンボルとなるみどりの拠点づくり

【並木造成事業、緑化モデル事業等】（S60～H24）

- ・大阪ビジネスパークの並木造成を行う「基金の並木造成事業」を皮切りに、下記補助事業を実施し、地域のシンボルとなるみどりの拠点づくりを推進。

事業名	期間	件数	内容
基金の並木造成事業	S60～H1	4	大阪ビジネスパークの並木造成
基金の広場造成事業	H1～H2	2	万博公園の広場造成
緑化モデル事業	S61～H4	40	民間施設緑化のモデルとなる事業に助成
まちの小さな森づくり推進事業	H2～H4	21	民間のオープンスペースを活用した小さな森づくりに助成
都市農耕創出緑化モデル事業	H3～H4	4	都市農耕をリードする民間施設の接道部の緑化に助成
鉄道緑化推進事業	H3～H4	3	鉄道敷地を有効に利用した緑化に助成
民間施設緑化推進事業（H5～） みどりづくり推進事業（施設助成） （H17～）	H5～H24	128	民間施設の接道部や屋上等地域の緑化のモデルとなる事業に助成

（上記事業の補助件数：202件、緑化面積：12.7ha（S60～H24））

- *民間施設緑化に対する支援については、府条例に基づく緑化促進制度（H18～）での義務緑化分が補助対象にならないこともあり、接道部等でのモデル性の高い事例が少なくなってきたことからH25より一時中止

新たな動き

- 「大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関する調査検討（中間とりまとめ）」（H26.9）の中で、新たな財源の確保により緊急かつ集中的に取組むべき都市緑化対策として中心市街地や駅前周辺等でのシンボリックな緑づくり等（事業規模43億円）が示された。

民間の行う緑化活動への支援

【緑化樹配付事業】（H1～現在）

- ・樹木の植栽活動を行う地域の団体等に対し、市町村を通じて樹木の苗木を配付。（配付総本数：約139万本（H1～H25））
- ・府自然環境保全条例に、府による苗木提供等の努力義務が規定されている。

《大阪府自然環境保全条例（抜粋）》
（地域緑化の推進）

第30条 知事は、住民が協同して一定の区域内の緑化を推進する場合において、必要があると認めるときは、苗木の提供、技術的な指導又は助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

支援対象を特化 ↓

【グリーンストリート支援事業】（H26～）

- ・地域が作成した緑化プランに基づき、連続性のある緑化に取組む団体等に樹木苗木や緑化資材を配付〔上限500万円〕

【みどりづくり推進事業（活動助成）】（H17～現在）

- ・地域の緑化組織による樹木植栽、菜園（エディブルガーデン）整備、校園庭の芝生化等を対象に、経費の1/2を補助〔上限300万円〕
（補助件数：59件、緑化面積：3.7ha（H17～H25））

【参考】府内市町村の緑化関係事業実施状況（H25.7 みどり推進課調査）

- ・15市町村が樹木の配付を実施
- ・府のような幅広く緑化活動に助成する取組みはないが、生垣づくりへの助成（16市町）や花苗の配布（21市町）等を実施

自然環境の保全・再生

【和泉葛城山ブナ林保全事業】（H1～H15）

- ・岸和田・貝塚両市にまたがる和泉葛城山ブナ林の保全のための保護樹林帯の確保や実生苗の育成・植樹等

【三草山緑地環境保全事業】（H7～H15）

- ・H4に府が緑地環境保全地域に指定した三草山の保全事業

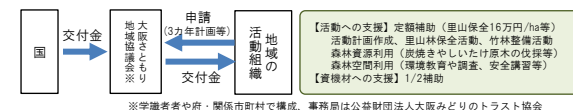
【みどりの人材銀行・ボランティア養成事業】（H1～H21）

- ・みどりのボランティアの育成・活動支援や、ボランティア研修等の実施

など

新たな動き

- ボランティア団体等による里山保全活動を対象に、国（林野庁）の交付金による支援制度が実施されている。（H25～H28予定）



※申請者や府・関係市町村で構成、事務局は公益財団法人大阪みどりのトラスト協会

H25：46団体に総額約 70,000千円を交付
H26：68団体に総額約135,000千円を交付予定

基金活用検討の論点

【シンボルとなるみどりの拠点づくり】

- 地域のシンボルとなる施設の接道部や建物等の緑化は、府民や寄附者に成果がわかりやすい。これまでも施設緑化を主体に活用。
- 一方で、補助対象としてふさわしいモデル的な緑化事例が減ってきていることや、府の施策として今後、シンボリックな緑陰整備を進めていく動きがある。
- ⇒民間によるハード整備への支援を対象とするか
（府の財源による緑化施策とのすみわけが必要）

【民間の行う緑化活動への支援】

- 府民の緑化意識の向上やみどりづくりの促進のためには、今後も継続的に、地域による緑化活動を支援する取組みが重要。
- 一方で、現行事業には、地域による経費負担が困難なことなどから応募数は増えない、府民へのアピール性が弱い等の課題がある。
- 各市町村の緑化事業とは違う広域行政体としての取組みが必要
- ⇒現行事業の見直し・拡充も含め、府の基金事業としてふさわしい民間による緑化活動支援を今後も継続していくか

【自然環境の保全・再生】

- 自然環境の保全は基金の設置目的の1つとなっているが、H22以降は事業を実施していない状況。
- 地域による里山保全活動等への支援も継続的な取組みが重要であるが、国の支援制度も実施年限が決まっている。
- ⇒国の支援制度の後継を担うなど、自然環境の保全・再生に係る地域活動への支援等を対象とするか